

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	使用済燃料の構内輸送のため、輸送容器を収納する使用済燃料プールのピット内の確認を実施していたところ、協力企業作業員が、ピット内でロープらしきものを発見した。その後、ロープ（2本）を回収した。今後、原因を調査。	As	9月4日公表済 (PDF21kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	計器設定に関する確認において、廃液中和タンクレベル等の計器仕様表に、誤記等が認められたため、対応検討	C	
2	3号機	定検及び定検関連工事において、調達対象物の品質管理グレードに相違が認められたため、対応検討	C	
3	4号機	非常用ディーゼル発電機（4A）補機冷却海水ポンプ（B）出口逆止弁において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
4	5号機	補助海水ポンプ吐出ヘッダ圧力計等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
5	5号機	電動駆動原子炉給水ポンプ（A）補助油ポンプの電動機点検時、反負荷側ロータシャフト部に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	油処理建屋油分離装置給水ポンプ（B）の点検時、部品の一部（スプリング及びスプリング押さえ）に変形及び劣化が認められたため、当該部品を交換	D	
7	5号機	電力系統電圧制御装置盤の点検時、演算装置（TOSMAP）のメモリー基板に誤動作が認められたため、当該基板を交換	D	
8	5号機	燃料集集体外観自主確認時、燃料チャンネル着脱機によるチャンネル取り外し中に動作不良（過負荷トリップ）が認められたため、当該着脱機を点検・修理	D	
9	5号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査時、要領書に添付された検査成績書の用紙に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	D	
10	5号機	残留熱除去系（A）燃料プール冷却浄化系タイライン止め弁において、弁本体より異音の発生が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
11	5号機	自動減圧系（A）窒素供給配管の安全弁において、動作不良（設定値のズレ又は固着）の可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
12	6号機	タービン建屋天井クレーンの点検時、補巻用電動機冷却ファン回転子シャフト径及び横行用電動機反負荷側ブラケットの寸法測定値に許容値外れが認められたため、当該電動機を修理	D	
13	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器プリコート準備弁において、弁閉動作時にランプの両点灯が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	6号機	復水脱塩装置主管入口導電率計において、指示値と手分析値に誤差が認められたため、当該計器を点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで